共催事務手続の流れ

|  |
| --- |
| 開催に係る事前相談 |

申請者は、事前相談様式等を用いて、事業の開催に係る事前相談を消費者庁消費者安全課宛てに行う。

|  |
| --- |
| 共催承認依頼書の作成・提出 |

申請者は、消費者庁消費者安全課に対し、共催承認依頼書を提出する（地方公共団体等が実施する食品安全に関するコミュニケーションへの協力、支援等に係る事務要領（以下「要領」という。）「５　共催の申請手続」）。

|  |
| --- |
| 共催承認通知 |

消費者庁は共催を承認するとき、共催承認通知書を用いて申請者に対して通知する（要領「６　共催承認の通知」）。

|  |
| --- |
| 各種調整 |

共催の承認後、事業詳細（講師、当日の進行等）について申請者と消費者庁で調整を行う。

|  |
| --- |
| （開催） |

|  |
| --- |
| 事業終了報告書の提出 |

申請者は事業終了後、10日以内に事業報告書等を提出する（要領「８　結果の報告」）。

事前相談様式

|  |  |
| --- | --- |
| 講座、講演会、イベント等の名称及び概要 | 名　称：概　要：※議事次第（案）、イベント案内等があれば、別紙として添付いただいても構いません。（URLを記載いただくことでも可） |
| 依頼の目的 |  |
| 講演を希望するテーマ（複数選択可） | 【食品衛生基準に関するテーマ】[ ] 食品衛生に関する規格基準全般[ ] 食品中の汚染物質（カドミウム、放射性物質等）の規格基準や対策等[ ] 食品添加物の成分の規格、使用基準や安全性の確認方法[ ] 食品中の残留農薬等の残留基準の設定方法や試験方法等[ ] 食品用器具・容器包装等に関する規格基準[ ] バイオテクノロジー応用食品（遺伝子組換え食品、ゲノム編集技術応用食品等）に関する安全性の確認方法等[ ] 健康食品（指定成分等含有食品等）の安全性確保の取組等[ ] 上記以外の食品衛生に関する規格・基準の策定に関するもの（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）【上記を除く食品安全に関するテーマ】[ ] 健康食品（保健機能食品の制度、いわゆる「健康食品」の利用方法　等）[ ] 食品表示[ ] アレルギー[ ] 食中毒[ ] その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 講座、講演会、イベント等の開催時期 | ※開催日時が決まっている場合は具体的な日時を、決まっていない場合は開催予定時期を記載してください。 |
| 講演時間 | ※当庁が派遣する講師の講演時間をご記載ください。 |
| 開催場所 | ※講座等の開催場所の会場名及び住所をご記載ください。 |
| 開催形式 | [ ] 対面のみ　　[ ] オンラインのみ　[ ] 対面とオンラインの併用※オンラインの場合は、使用するアプリ[ ] Zoom　 [ ] Webex　 [ ] Teams　 [ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）※対面とオンラインの併用の場合は、当庁が派遣する講師の参加方法[ ] 現地　 [ ] オンライン　 [ ] 現地又はオンラインいずれでも可[ ] その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 参加対象者（複数選択可） | [ ] 一般　　[ ] 学生　　[ ] 業界・企業　　[ ] その他（具体的に記載：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）参加予定人数：　　　　人 |
| 特記事項 |  |

|  |
| --- |
| 申込主体：担当者：連絡先（電話番号）：連絡先（メールアドレス）： |